

## 千葉県危険ブロック塀等改善補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に基づき、危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の設置に係る費用の一部を補助することにより、ブロック塀等の倒壊から市民の生命及び身体を保護するとともに、避難場所への経路を確保し、もって震災に強い安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

市内にあるコンクリートブロック塀、組積造（レンガ造、石造〔大谷石等〕）の塀、万年塀その他これらに類する塀及びこれらと一体の門柱並びに基礎をいう。

(2) 危険ブロック塀等

倒壊のおそれがあるブロック塀等のうち通学路等に面し、道路面からの高さが1.2メートルを超え、かつ、高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもので、第6条第3項に規定する事前調査で危険と判定されたものをいう。ただし、建築基準法に明らかに違反しているものを除く。

(3) 軽量フェンス等

アルミフェンス、スチールフェンス、ネットフェンス、生け垣、竹垣、その他ブロック塀及びコンクリート造等の重量が重いもの以外のフェンスや門等をいう。

(4) 一般地区

市内小中学校（特別支援学校を含む。次号において同じ。）の敷地から概ね1,500メートル以内の地域をいう。ただし、次号に定めるものを除く。

(5) 重点地区

市内小中学校の敷地から概ね500メートル以内の地域をいう。

(6) 通学路等

一般地区又は重点地区に存する建築基準法第42条に規定する道路及びその他の一般の用に供される不特定多数の者が通行する道をいう。

(7) 撤去

対象となるブロック塀等を全て撤去すること又は道路面からのブロック塀等の高さを0.4メートル以下に減じることをいう。

(8) 所有者等

ブロック塀等を所有する個人、町内自治会（千葉県各区町内自治会連絡協議会に結成の届出をした団体（千葉県各区町内自治会連絡協議会設立以前に千葉県町内自治会連絡協議会に結成の届出をした団体を含む。）及び区長が認めた地域住民等の団体）又はマンション管理組合（マンション管理の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合）をいう。

(9) 施工業者

市内に本店、支店又は営業所等が所在し、かつ、その所在地等が明記された見積書、契約書及び領収書等を発行できる民間業者をいう。

### (補助の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、通学路等に面したブロック塀等の所有者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象者とならない。

(1) ブロック塀等を所有する個人が本市の市税を滞納している場合

- (2) 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体がブロック塀等の撤去を行う場合
- (3) ブロック塀等が道路改良等の公共事業の補償対象となる場合
- (4) 本市の他の要綱等の適用を受け、市の負担によりブロック塀等の撤去を行う場合
- (5) 販売を目的として整地や解体工事を行う際にブロック塀等の撤去を行う場合
- (6) 当該ブロック塀等が設置されている同一の敷地において、この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある場合（ただし、ブロック塀等の撤去に係る第8条の通知を受けた年度又は翌年度に撤去した危険ブロック塀等の代替となる軽量フェンス等の設置に係る補助金の交付申請をする場合を除く。）

(補助の対象となる工事)

第4条 補助金の対象となる工事は危険ブロック塀等を撤去する工事及び撤去した危険ブロック塀等の代替として必要となる軽量フェンス等を設置する工事で施工業者が行うものに限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

工 事	地 区	補助金の額（一敷地あたり。千円未満の端数は切り捨てるものとする。）
(1) ブロック塀等撤去	一般地区	次のいずれかのうち最も少ない額 ア ブロック塀等の撤去に係る費用の2分の1 イ 撤去するブロック塀等の長さに1メートルあたり8,000円を乗じて得た額 ウ 120,000円
	重点地区	次のいずれかのうち最も少ない額 ア ブロック塀等の撤去に係る費用の4分の3 イ 撤去するブロック塀等の長さに1メートルあたり12,000円を乗じて得た額 ウ 180,000円
(2) 軽量フェンス等設置	一般地区 重点地区	次のいずれかのうち最も少ない額 ア 軽量フェンス等の設置に係る費用の2分の1 イ 設置する軽量フェンス等の長さに1メートルあたり11,000円を乗じて得た額 ウ 150,000円

(ブロック塀等の事前調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめブロック塀等が、危険ブロック塀等に該当するか否かの事前調査を受けなければならない。

2 前項の規定による調査を受けようとする者は、千葉市危険ブロック塀等改善補助金交付事前調査申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険箇所が分かるもの）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定し、千葉市危険ブロック塀等改善補助金交付事前調査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第3項の規定による危険ブロック塀等に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、千葉市危険ブロック塀等改善補助金交付申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第4号)
- (2) 個人情報確認同意書(様式第5号)又は市税の滞納無証明書(滞納がないことを証するもの)
- (3) 補助対象工事の見積書の写し
- (4) 軽量フェンス等の新設計画図(配置図・断面図・立面図等)(軽量フェンス等を設置する場合に限る。)
- (5) 委任状(申請手続き等を施工者等に委任する場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、千葉市危険ブロック塀等改善補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた交付決定者が、決定を受けた事項を変更するとき又は中止するときは、あらかじめ千葉市危険ブロック塀等改善補助事業変更(中止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 変更(中止)承認申請書に添付する書類は、中止する場合を除き次の各号に掲げるものとする。

- (1) 変更後の補助対象工事の見積書の写し
- (2) 変更後の軽量フェンス等の新設計画図(配置図・断面図・立面図等)(軽量フェンス等を設置する場合に限る。)

3 市長は、前項の規定による変更(中止)承認の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市危険ブロック塀等改善補助事業変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助の対象となる工事を完了したときは、規則第12条の規定により千葉市危険ブロック塀等改善補助事業実績報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去後の写真(カラーで全景が分かるもの)
- (2) 工事費の領収書の写し
- (3) 軽量フェンス等設置工事の工程毎の施工写真(軽量フェンス等を設置する場合に限るものとし、カラーで工事内容及び完了したことが分かるもの)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉市危険ブロック塀等改善補助金額確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市危険ブロック塀等改善補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市危険ブロック塀等改善補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市危険ブロック塀等改善補助金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(事務の委託)

第15条 市は、この要綱に定める書類申請受付等の事務の一部を、千葉市住宅供給公社に委託することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月22日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年11月13日から施行する。